

北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る安全確保及び
環境保全に関する協定書の見直しについて

増設施設の稼働開始に伴い新たに規制される大気汚染物質（二酸化硫黄、二酸化窒素、塩化水素、ばいじん）について、次のとおり協定書別表に追加する。

○別表改正案

※太枠=追加項目等

項目		排出管理目標値	(参考)維持管理基準値等		
大気（排気）	PCB	0.01mg/m ³ N以下	0.01mg/m ³ N以下		
	ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/m ³ N以下	0.1ng-TEQ/m ³ N以下		
	ベンゼン	50mg/m ³ N以下	50mg/m ³ N以下		
	硫酸化合物(注1)	K値3.2以下	K値3.2以下		
	窒素化合物(注1)	250cm³/m³N以下	250cm ³ /m ³ N以下		
	塩化水素(注1)	700mg/m³N以下	700mg/m ³ N以下		
	ばいじん(注1)	0.15g/m³N以下	0.15g/m ³ N以下		
水質（排水）	浄化槽排水	生活環境項目	pH	5.8～8.6	5.8～8.6
			SS	30mg/ℓ以下 (日間平均20mg/ℓ以下)	30mg/ℓ以下
			BOD	20mg/ℓ以下 (日間平均15mg/ℓ以下)	20mg/ℓ以下
			COD	80mg/ℓ以下 (日間平均60mg/ℓ以下)	80mg/ℓ以下
			全窒素	60mg/ℓ以下 (日間平均30mg/ℓ以下)	60mg/ℓ以下
			全燐	8mg/ℓ以下 (日間平均4mg/ℓ以下)	8mg/ℓ以下
			n-ヘキサン抽出物質 (鉱油類)	5mg/ℓ以下	5mg/ℓ以下
	最終放流口	有害物質	PCB(注2)	0.0005mg/ℓ未満	0.003mg/ℓ未満
			ダイオキシン類(注2)	5pg-TEQ/ℓ以下	10pg-TEQ/ℓ以下

1 別表中、(注1)について

プラズマ溶融分解処理施設からの排気のみに適用する。

2 別表中、(注2)について

第7条第1項に規定するとおり、他の項目とは異なり放流を前提として定めた値ではなく、放流水に混入していないことを確認するための値である。

【硫酸化合物のK値規制について】

大気汚染防止法に基づく排出規制に用いられている値。同法は「硫酸化合物の量について地域の区分ごとに排出口の高さに応じて定める許容限度」とし、その許容限度を、 $q=K \times 10^{-3}He^2$ としています。室蘭市では、K値4.5が適用されています。

(q:許容される硫酸化合物の排出量の限度(m³N/h)、He:煙の上昇高さを加えた『有効煙突高さ』(m))